

## 凍結精子・凍結精巣精子管理の条項

私は下記の条項を十分に理解いたしましたので、精子の凍結保存を依頼します。

1. 精子の凍結保存法や凍結融解後の生存率等について説明を受け、納得しました（精巣精子を除く）。
2. 初回凍結保存期間は1年間とし、それ以上の保存を希望する場合は期間内に申し出ます。  
継続期間は1年毎の更新とします。破棄する場合、その後の処分は貴院に一任します。
3. 保存期間を過ぎても貴院に連絡をしなかった場合、凍結保存延長料を支払った上で破棄することに同意します。
4. 凍結保存中に本人が亡くなられた場合には申告し、凍結精子を破棄することに同意します。
5. 凍結保存中に不慮の事故（天災など）で保存精子を損壊、もしくは喪失する可能性があることを承知しました。
6. 連絡先の変更があった場合は必ず連絡します。
7. 精子凍結保存を希望する際に未成年者である場合は、親権者の同意が必要であることを承知します。
8. ご本人へ連絡が取れない場合には、代理人へ連絡致しますことをご了承ください。

ウイメンズ・クリニック 大泉学園

院長 殿

20 年 月 日

住所〒

ご本人 署名

---

配偶者様 署名

---

代理人住所〒

代理人 署名

---

